埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園 指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県環境部みどり自然課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。 つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園指定管理者について

指定管理者:公益財団法人埼玉県生態系保護協会 埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目103番地1 YKビル内 代表理事 池谷 奉文

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

- 3 応募の状況について
 - (1) 現地説明会への参加団体数令和2年7月31日実施説明会 5団体
 - (2) 応募申請団体数
 - ・令和2年9月4日締め切り 1団体
 - 申請団体の内訳公益財団法人埼玉県生態系保護協会

4 指定管理者候補者の選定について

(1)選定基準

- 1 審查基準
 - ① 県民の平等な施設の利用を確保することができること。
 - ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うことができること。
 - ③ センター及び観察公園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
 - ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審查項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 安定的な経営基盤を有しているか。
- ③ 施設利用に対する質の高いサービスの提供を行うことができるか。
- ④ 施設の適切な維持管理が図られるか。
- ⑤ 県内中小企業者、環境負荷低減、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑥ 効率的な運営を行うことができるか。

(2)選定委員会の委員

氏名		職業等			
太田	猛彦	東京大学名誉教授			
中渡	広子	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟 副連盟長			
藤原	拓也	公認会計士			
村越	新	埼玉県公立小学校校長会 幹事長			
安藤	宏	環境部 環境未来局長			

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果 応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しま した。

○ 審査結果

審査項目(配点)	(公財) 生態系保護協会	
公の施設としての役割		62
安定的な経営基盤		39
質の高いサービス		124
施設の適正な維持管理		40
中小企業者、環境負荷低減、障害者雇用への配慮		17
効率的な運営		112
合計点		394

○ 公益財団法人埼玉県生熊系保護協会の選定理由

- ・自然保護思想の普及啓発に関して豊富な実績を有しており、安定した管理運営が期待できる。
- ・危機管理の意識が高く、新型コロナウイルス感染症や災害に対する迅速かつ 的確な対応が期待できる。
- ・「ヘイケボタル観察会」をはじめとする多彩なイベントの実施や展示内容の 工夫、休館日の臨時開館の実施等により、様々な利用者ニーズに応える運営 の提案がされている。
- ・研究者や学識経験者の意見を踏まえつつ、専門性の高い職員によるレベルの 高い事業展開が期待できる。
- ・ボランティア団体や教育機関との連携に実績があり、地域密着型の運営が期 待できる。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見		
公益財団法人	・自然環境に関する実績があり、安定している。 ・多彩なイベントや、展示の更新を年に30回行うな		
埼玉県生態系保護協会	ど、積極的な活動を計画している。		
	・ニーズが多い時期には開館日数を増やし、時間を延		
	長するなど、柔軟な対応ができる。 ・多様な学習が用意されており、教諭への研修も行う		
	など、環境教育への意識が高い。		

5 公益財団法人埼玉県生態系保護協会の提案の概要

①基本方針

- ・豊かな自然環境を守り育む
- 安全・安心を確保する
- ・利用者の視点に立ってサービスを提供する
- ・多様な主体と協働する
- ・持続可能な地域社会づくりに貢献する
- ・自然学習における指導的役割を担う人材を養成する

②サービス向上策等

- ・利用者が増加する時期の臨時開館・開館時間の拡大
- ・ホームページ、Twitter, Youtube 等を活用した情報の提供
- 接遇マナーの向上
- ・毎日の清掃、整理整頓による清潔な環境の維持
- オリジナルポストカード等の販売

③業務体制、人員配置

・通常5~7名程度、協会本部からの応援で17名まで増員

④収支予算案(令和3年度及び5年間の収支計画)

- ・令和3年度経費については全体経費約0.5%増(対令和2年度予算)
- ・ 5年間の平均経費については全体経費約 0.5%増(対令和 2年度予算)

⑤利用料金設定の考え方

- ・センターの入館料、公園の入園料については無料
- ・講義室、会議室等の利用両金は設置条例に基づき設定
- ・幅広く県民の利用が促進されるよう、減免制度について県と協議し設定

⑥個人情報の取扱い

- ・事業参加者等からの本人同意に基づく個人情報の取得
- ・提供された個人情報の目的を限定した利用
- ・個人情報の第三者への不提供
- ・個人情報の保護と管理の徹底

⑦危機管理体制

- ・適切かつ確実な危機管理体制の確立
- ・警察・消防・行政との連携、職員への指導訓練
- ・「施設賠償保険」「損害保険」「イベント保険」への加入